

第23期
第15回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和6年8月26日(月) 午後3時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(11名)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 小口 修 | 2. 菅原 政敏 | 3. 小林喜久雄 |
| 4. 衣袋 則子 | 5. 高橋 清吉 | 6. 小松 晴治 |
| 7. 児玉 匡樹 | 8. 新野 清 | 9. 樋口 金一郎 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	橋本 秀和
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主査	茂木 智美

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 28号	非農地証明について
日程第4	議案第 60号	農地法第3条の規定による許可について
日程第5	議案第 61号	農地法第5条の規定による許可について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集ご苦労様でございます。

これより、第15回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

橋本事務局長 議長。

議 長 橋本事務局長。

橋本事務局長 議事日程を申し上げます。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、3番 小林喜久雄委員 9番 樋口金一郎委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第28号 「非農地証明について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より報告を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第28号「非農地証明について」次の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地のいずれにも該当しないことの証明願いがあったので、農業委員会事務局処務規則第5条第8号の規定に基づき専決処分したので報告する。

番号1

申 請 人 白鷹町大字○○○○○○ ○○ ○○

登記名義人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在	大字〇〇〇〇〇〇
地 番	〇〇〇〇
登記地目	田
地 積	9 1 m ²
現況地目	宅地（進入路）
非農地となった時期・事由	当該農地は平成7年に分筆し、その後、進入路として利用されている。
調査年月日	令和6年7月25日
専決年月日	令和6年7月26日

他1件
報告は、以上でございます。

議 長

報告が終わりました。

ここで、現地調査委員より状況報告をお願いします。農地部会長 8番 新野清委員よりお願いします。

新野清委員 議長。

議 長 新野委員。

新野清委員 最初に、1番案件について調査のご報告をいたします。

7月25日、わたくしと、小林喜久雄委員、村上浩康委員、事務局の川部補佐で現地調査を行いました。

申請地は20年以上にわたり居宅への進入路として利用されており、農地として復元することが困難な状態でありました。

今後も農地としての活用はできず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。

次に、2番案件について調査のご報告をいたします。

8月19日、わたくしと、小林喜久雄委員、児玉匡樹委員、事務局の川部補佐で現地調査を行いました。

申請地は20年以上にわたり宅地として利用されており、農地として復元することが困難な状態でありました。

今後も農地としての活用はできず、また、周辺農地の利用に支障がないと認

められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 議案第60号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第60号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	田
地	積	699㎡ 他7筆
契約の種類等		所有権の移転(売買)
対価(10a当り)		総額〇〇〇〇円

他4件

説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件及び2番案件について、5番 高橋清吉委員よりお願いいたします。

高橋清吉委員 議長。

議 長 高橋委員。

高橋清吉委員 最初に、1番案件について調査のご報告をいたします。

8月21日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、管理機1台、軽トラック1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が45年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

続いて、2番案件について調査のご報告をいたします。

8月21日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機1台、草刈機1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、義母とのことです。

技術は、義母が10年の経験があり、問題ないと思われま

す。新規取得につき遊休農地はございません。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。3番案件及び4番案件について、4番 衣袋則子委員よりお願いいたします。

衣袋則子委員 議長。

議 長 衣袋委員。

衣袋則子委員 最初に、3番案件について調査のご報告をいたします。

8月16日、わたくしと、紺野正光農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、管理機1台、車両2台、モア1台、草刈機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が50年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

次に、4番案件について調査のご報告をいたします。

8月18日、わたくしと、紺野正光農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、運搬車1台、軽トラック1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は、本人が50年、妻が40年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。5番案件について、2番 菅原政敏委員よりお願いいたします。

菅原政敏委員 議長。

議 長 菅原委員。

菅原政敏委員 5番案件について調査のご報告をいたします。

8月20日、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、ハーベスタ1台、キャリア1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。
技術は、本人及び妻が10年の経験があり、問題ないと思われ
ます。
遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。
取得する農地は確認しております。
必要な農作業に常時従事すると認められます。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれ
はありません。
以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思
いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から5番案件につ
いて、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から5番案件について許可することに決
しました。
日程第5 議案第61号「農地法第5条の規定による許可について」
を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を
求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第61号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地
について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので
意見を求める。

番号1

申請人	転用事業者	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	貸 人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇

地目	畑
地積	349㎡の内54㎡
契約の種類等	使用貸借権の設定（3年）
転用目的	駐車場

説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、10番 村上浩康委員よりお願いいたします。

村上浩康委員 議長。

議 長 村上委員。

村上浩康委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

8月19日、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員の2名で、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

許可を得ずに転用していた追認案件です。

転用を行うに必要な資力信用については、追認案件であり、すでに転用済みです。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、追認案件であり、すでに供用済みです。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第15回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第15回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和6年8月26日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____